

建築基準法施行令第19条による「児童福祉施設等」とは

	用途
1	児童福祉施設(幼保連携型認定こども園を除く)
2	助産所
3	身体障害者社会参加支援施設(補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く)
4	保護施設(医療保護施設を除く)
5	婦人保護施設
6	老人福祉施設
7	有料老人ホーム
8	母子保健施設
9	障害者支援施設
10	地域活動支援センター
11	福祉ホーム
12	障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る)の用に供する施設